

# 臨時職員の労使合同現場調査と意見交換会を行いました

公立大学法人首都大学東京労働組合では、『手から手へ（第2782号）』でお知らせした、臨時職員の労使合同現場調査を2月17日に行い、3月10日に当局との間で、意見交換会を開催しました。

現場調査には、組合から梅山委員長、田中副委員長、小林書記長が、当局からは府馬総務課長、山崎総務係長、鳳城労務安全管理係長が参加しました。

現場調査は、化学コース事務室、数理科学コース事務室、都市基盤環境コース事務室の順に訪れ、コース長からの説明と当該臨時職員からの聞き取りを行いました。聞き取りでは、臨時職員がそれぞれの教員とのコミュニケーションをとりながら、教員や研究室ごとに細分化され、運営費交付金、科研費などの外部資金と異なる予算執行などの会計業務や学生からの提出物の取りまとめ、授業やゼミなどの教室の手配と確保などのさまざまな業務を行っていることが明らかになりました。

こうした業務を円滑に行えるようになるためには、少なくとも

も3年近くの経験が必要との声も聞かれました。また、臨時職員の雇用ルールの変更について、十分な説明がなされなかったこと、これまで労働契約通知書が交付されなかったことなどの事実も語られました。

今回訪れた臨時職員の大半は、10年近く継続雇用されていて、これまでは何の問題もなく雇用が継続されていました。3月10日の意見交換会でも、期せずして「改正労働契約法が施行されていなければ、こうした問題は生じなかった」との意見が、労使双方から出ました。改正労働契約法は、「有期契約で働く人の約3割が、通算5年を超える有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、その下で雇い止めの不安の解消が課題となっている」ために制定されたものです。したがって、今回訪れた職場の臨時職員は、当然無期転換の権利を有する人たちです。

「困っています」の声を、学部や研究科からあげてください

今回、調査の対象とした職場以外にも、機械的な雇い止めが行われることによって職務に支障をきたす職場は、多数あるはず。「困っています」の声を学部、研究科のルートを通してあげること、この問題を解決するうえでは重要です。

現場調査自体は、労使交渉の場ではありませんが、新年度も迫っており、組合は、実態にあった臨時職員の雇用ルールを早期に作るよう、交渉を通して当局に要求する考えです。

「困っています」の声を組合にもお寄せください。

## 《中央委員会のお知らせ》

- ◇日時…4月6日（木）18:30～
- ◇場所…南大沢キャンパス6号館106
- ◇議題…春闘方針（案）について等

中央委員のみなさん、

ご参加ください。

抜け道（無期雇用を避ける）を使う、首都大学東京のやり方が  
アホだ、

3年で人が変わるのは困る。何とかしてほしい。（教員）

不安だな～

雇用されたときにこの制度はなく、ずっと働くことができると思っていた。新しい制度については、未だ説明がない。臨時職員を使い捨てるのコマとしか思っていないのではないか。

空白期間の6カ月、職場が立ちゆかない（教員）

## 現場からの声

長く、首都大学東京で働いてくださったベテランの臨時職員の方々を失うことは、大学にとって大きなマイナスである。（教員）

安心して、教育と研究に専念したい。（教員）

空白期間の6カ月、どうすれば職場にご迷惑をかけなくて済むのかな？